

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

第1条関係改正案	現 行
(初任給調整手当) 第7条の2 省略 第7条の3 医療職給料表の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額 <u>41万7,600円</u> を超えない範囲内の額を、初任給調整手当として支給する。 2~4 省略 (通勤手当) 第9条の5 省略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 省略 (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期につき、 <u>3万8,700円</u> を超えない範囲内において市規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) 省略 3~9 省略 (宿日直手当) 第15条 省略 2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、 <u>2万3,500円</u> を超えない範囲内において、市規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 3 省略 (期末手当) 第16条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、 <u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 省略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4~6 省略	(初任給調整手当) 第7条の2 省略 第7条の3 医療職給料表の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額 <u>41万6,600円</u> を超えない範囲内の額を、初任給調整手当として支給する。 2~4 省略 (通勤手当) 第9条の5 省略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 省略 (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期につき、 <u>2万4,400円</u> を超えない範囲内において市規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) 省略 3~9 省略 (宿日直手当) 第15条 省略 2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、 <u>2万2,000円</u> を超えない範囲内において、市規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 3 省略 (期末手当) 第16条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、 <u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 省略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。 4~6 省略

(勤勉手当) 第19条 省略	(勤勉手当) 第19条 省略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> (特定幹部職員にあっては、 <u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> (特定幹部職員にあっては、 <u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> (特定幹部職員にあっては、 <u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> (特定幹部職員にあっては、 <u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額
3~5 省略	3~5 省略
別表第1 省略	別表第1 省略
別表第3~別表第4 省略	別表第3~別表第4 省略

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

第2条関係改正案	第1条関係改正後
(給料) 第2条 給料は、前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年前橋市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、 <u>初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)</u> <u>第14条第1項において同じ。)</u> 、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。	(給料) 第2条 給料は、前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年前橋市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、 <u>初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。</u>
2 省略 (初任給調整手当) 第7条の2 採用による欠員の補充が困難と認め る単純労務の職に採用される職員には、月額5,	2 省略 (初任給調整手当) 第7条の2 採用による欠員の補充が困難と認め る単純労務の職に採用される職員には、月額5,

<p>100円を超えない範囲内において<u>第1種初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>第1種初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、支給期間、支給額その他支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>第7条の3 医療職給料表の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額41万7,600円を超えない範囲内の額を、<u>第1種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 獣医学に関する専門的知識を必要とする職に新たに採用された職員には、月額3万円を超えない範囲内の額を、<u>第1種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>3 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>第1種初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p>4 前3項の規定により支給される<u>第1種初任給調整手当</u>の額、支給期間その他支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>第7条の4 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項から第8項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあっては、市規則で定める額)並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採</p>	<p>100円を超えない範囲内において<u>初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、支給期間、支給額その他支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>第7条の3 医療職給料表の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額41万7,600円を超えない範囲内の額を、<u>初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 獣医学に関する専門的知識を必要とする職に新たに採用された職員には、月額3万円を超えない範囲内の額を、<u>初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>3 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p>4 前3項の規定により支給される<u>初任給調整手当</u>の額、支給期間その他支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p>
--	--

用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、市規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるものには、市規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

(地域手当)

第9条の2 省略

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 5級地 100分の4

(2) 省略

3 省略

(通勤手当)

第9条の5 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第6項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内において市規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 省略

3 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第

(地域手当)

第9条の2 省略

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 5級地 100分の3

(2) 省略

3 省略

(通勤手当)

第9条の5 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、3万8,700円を超えない範囲内において市規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 省略

3 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第

6項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に伴う特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 省略

4 省略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間(市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、その翌月)の市規則で定める日に支給する。

8~10 省略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に伴う特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 省略

4 省略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間)に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。

7~9 省略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする

2 省略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第15条の3 第4条第3項から第7項まで及び第9項から第11項まで、第7条の2、第7条の3並びに第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第16条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の106.25)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 省略

(勤勉手当)

第19条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在

第14条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする

2 省略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第15条の3 第4条第3項から第7項まで及び第9項から第11項まで並びに第7条の2から第8条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第16条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 省略

(勤勉手当)

第19条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在

(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(特定幹部職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

3~5 省略

別表第5(第3条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
9級	1 市長部局の <u>部長</u> 又は <u>監</u> の職務
	2~4 省略
省略	

(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3~5 省略

別表第5(第3条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
9級	1 市長部局の <u>部長</u> の職務
	2~4 省略

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第3条関係)

第3条関係改正案	現 行
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)	(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)
第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)についての前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号。以下「給与条例」という。)の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)についての前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号。以下「給与条例」という。)の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
省略	省略
第15条の3 第4条第3項から第7項まで第7条の2から第8条まで及び第9項から第11項まで、第9条の3及び第9条まで並びに第7条の2から第8条までの規定は、任期付短時間勤務職員	第15条の3 定年前再任用短時間勤務 任期付短時間勤務職員
前再任用短時間勤務職員	
(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)
第9条 省略	第9条 省略
2 特定期付職員に対する給与条例第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職	2 特定期付職員に対する給与条例第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職

員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

別表 省略

員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」、給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

別表 省略

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第4条関係)

第4条関係改正案	第3条関係改正後
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)についての前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号。以下「給与条例」という。)の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)についての前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号。以下「給与条例」という。)の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
省略	省略
第15条の3 第4条第3項から第7項まで第7条の2、 <u>第7条の3、</u> で及び第9項から第11項 <u>第8条、第9条の3及び第</u> まで、 <u>第7条の2、第7条の</u> <u>9条の4の規定は、任期</u> <u>3並びに第8条の規定は、定期付短時間勤務職員</u> 定年前再任用短時間勤務職員	第15条の3 第4条第3項から第7項まで、 <u>第7条の2から第8条ま</u> で及び第9項から第11項 <u>で、第9条の3及び第9条</u> まで並びに第7条の2から <u>の4の規定は、定期付短</u> <u>第8条までの規定は、定期時間勤務職員</u> 前再任用短時間勤務職員
(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)
第9条 省略	第9条 省略
2 特定期付職員に対する給与条例第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第19条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の</u>	2 特定期付職員に対する給与条例第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第19条第2項第1号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とす

88. 75」とする。

る。

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第5条関係)

改 正 案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当</u>をいう。扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第5条 第1種初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>第1種初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p>第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</p> <p>2 前項の規定により<u>第2種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>第2種初任給調整手当</u>を支給することができる。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第5条 初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>初任給調整手当</u>を支給することができる。</p>